

第2号

規則第21条第1項第2号 放射線取扱主任者の代理者に関すること。

【対象事業者：使用者等】

主任者は、放射線障害の防止についての監督を行う立場にあることから、法第37条の規定では、主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合（休暇等も含む。）であって、かつ、その職務を行うことができない期間中に放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄をする場合には、主任者の職務を代行させるための代理者を選任することを規定している。

本号では、主任者が職務を行うことができない期間中に放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うときに、使用者等において適切に放射線障害の防止についての監督等がなされるよう、代理者を選任及び解任する手順並びにその職務を定めることを求めている。

なお、主任者が、職務を行うことができない期間が30日に満たない場合は、原子力規制委員会に対して、代理者の選任の届出を要しないが、代理者を選任しておく必要がある。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

解説)

使用者等は、主任者が職務を行うことができない期間中に事業所で取扱等業務を行う場合は、その日数に関わらず代理者を選任して主任者の職務を代行させ、その期間が終了して主任者が職務に復帰したら解任しなくてはなりません。

「主任者が職務を行うことができない場合」については、事業所組織やそれぞれ置かれた条件にもよるため一律には定義できません。判断に困る場合は、事業所の実態に合わせて下部規程等であらかじめルールを定めておくとよいでしょう。

2-1) 主任者の代理者（以下「代理者」という。）の選任及び解任を指定する責任者並びにその手順を規定すること。

解説)

代理者の選任及び解任は使用者等の義務になりますが、主任者の場合と同様に使用者等がその職務に直接携われない場合は、組織の長（事業所長、センター長等）など、事業所で業務命令等を出せる職責にある責任者を規定します。選任及び解任の手順は、責任者の指示で実施されること選任及び解任のそれぞれ時期及び届出が必要な期間に及ぶ場合の手続きも含めて規定します。

2-2) 代理者の職務及び権限を規定すること。

解説)

選任された代理者は、主任者の職務を代行する場合には法令上は主任者とみなされます。したがって、主任者が遂行しなければならない職務とそのための権限を主任者から代理者へ委譲される手続きを規定しておけばよいでしょう。

関連条文例

2-1) 主任者の代理者の選解任

(放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任)

第〇〇条 事業所長は、主任者が、旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない期間中に取扱等業務を行おうとするときは、その職務を代行させるために主任者と同等の資格及び職責にある者の中から、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

2 事業所長は、前項の期間が 30 日以上となる場合は、代理者を選任した日から 30 日以内に原子力規制委員会へ法第 37 条第 3 項による届出を行わなくてはならない。

3 事業所長は、第 1 項の期間が終了したときは、代理者を解任する。なお、前項により選任の届出を行ったときは、解任した日から 30 日以内に原子力規制委員会へ法第 37 条第 3 項による届出を行わなくてはならない。

2-2) 代理者の職務及び権限

(放射線取扱主任者の代理者の職務)

第〇〇条 代理者は、主任者がその職務を行うことができない期間中、第〇〇条に規定する主任者の職務を代行しなければならない。